

# 議会改革推進会議

## 第3回会議 次第

日時：令和3年10月1日 午後1時30分～  
場所：議事堂第3委員会室

### 1 開 会

### 2 協議事項

- (1) 議会広報の充実について
- (2) 常任委員会のインターネット録画配信の試行について
- (3) 議会におけるITの活用について

### 3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組状況について
- (2) IT活用検討委員会の取組状況について

### 4 その他

### 5 閉 会

#### <資料>

- ・資料1 議会広報の充実について
- ・資料2 常任委員会のインターネット録画配信の試行について
- ・資料3 IT活用検討委員会における検討状況等について
- ・資料4 議会ホームページにおける議案書等の公開について

#### <参考資料>

- ・委員会におけるマイボトルの持込みや鉛筆等の机上配付について

# 議会広報の充実について

令和3年10月1日  
議会事務局調査課

## 1 議会広報紙WEBアンケートの実施

(1) 実施期間 令和3年6月14日(月)から8月31日(火)まで

(2) 回答状況 (8/31最終結果)

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| ① 回答数   | 125件 (20歳未満：65.8%)  |   |
| ② 議会関心度 | 32.3%の方が「関心がある」と回答  |   |
| ③ 広報紙   | 53.2%の方が、「読みやすい」と回答<br>40.7%の方が、「今後も読みたい」と回答<br>69.9%の方が、「役に立った」と回答   |   |
| ④ 主な意見  |   |   |
| (ポジティブ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各議会の大まかな意見を表にしたページがほしい。</li> <li>・議会質問のQRコードがすごく便利。</li> <li>・主な活動をもっと知りたい。</li> <li>・議員のことを身近に感じてもらえるテーマがいい。</li> <li>・年1回の発行は残念。</li> </ul> | 等 |
| (ネガティブ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・QRコード先の録画中継が長過ぎて見てられない。</li> <li>・ネット上のPDFの広報紙が見にくい。</li> <li>・文字が多い。</li> <li>・興味がない。</li> </ul>   | 等 |

## 2 主権者教育の推進

(1) 高校生との意見交換会

「高校生とやま県議会」の委員会活動の場を活用し、高校生との意見交換会を実施

- |         |   |
|---------|---|
| ① 開催日時  | 令和3年8月10日(火) 11:15～12:15  |
| ② 開催場所  | 議事堂 2階大会議室及び4階第3～第5委員会室   |
| ③ 参加高校生 | 県内高等学校等の生徒会代表40名(2年生)   |
| ④ 参加議員  | 各常任委員会の委員長、副委員長及び広報編集委員(7名)<br>澤崎議員、藤井議員、岡崎議員、川島議員、<br>井上議員、吉田議員、奥野議員 |

**(2) 「富山県青年議会」合同学習会への参加**

「富山県青年議会」の合同学習会(調査研究)に対する県議会議員による助言指導

- ① 開催日時 令和3年8月21日(土) 13:30~15:00
- ② 開催場所 富山県農協会館8階会議室(オンライン会議)
- ③ 参加者 令和3年7月2日に組織された富山県青年議会40名
- ④ 参加議員 針山議員、澤崎議員、岡崎議員、安達議員、八嶋議員(5名)

**(3) 高等学校での出前講座(予定)**

議員が高等学校へ直接出向き、高校生に対し主権者教育についての講座を開催

- ① 開催日時 令和3年10月20日(水)
- ② 開催場所 新川高等学校
- ③ 参加予定議員 広報編集委員長他11名以上
- ④ その他 新川高等学校の実施結果を踏まえ、姉妹校の高岡向陵高等学校での開催を検討

**(4) 高校生との意見交換会(第2回、予定)**

「高校生とやま県議会」から10名の高校生議員に参加いただき、主権者教育をテーマに意見交換会を実施

- ① 開催日時 令和3年10月21日(木)
- ② 開催場所 議事堂第4委員会室
- ③ 参加予定高校生 「高校生とやま県議会」から選抜した高校生議員10名
- ④ 参加予定議員 広報編集委員長他4名程度

令和3年10月1日  
議会事務局議事課

常任委員会のインターネット録画配信の試行について

1 常任委員会録画中継の視聴状況

| 区分  | 委員会名        | 開催日      | 集計期間               | 視聴件数<br>(1日あたり) |
|-----|-------------|----------|--------------------|-----------------|
| 第1回 | 県土整備農林水産委員会 | 6月8日(火)  | 6/9~9/7<br>(91日間)  | 234<br>(2.6件)   |
| 第2回 | 教育警務委員会     | 6月11日(金) | 6/14~9/7<br>(86日間) | 123<br>(1.4件)   |
| 第3回 | 地方創生産業委員会   | 9月7日(火)  | 9/9~9/20<br>(12日間) | 58<br>(4.8件)    |

【参考1】令和2年度と同様質問者、開始時間（〇分頃から）、質問項目を表記



【参考2】令和2年度 of 取組状況

| 区分  | 委員会名    | 開催日     | 集計期間                | 視聴件数<br>(1日あたり) |
|-----|---------|---------|---------------------|-----------------|
| 第1回 | 経営企画委員会 | 6月8日(月) | 6/9~9/3<br>(87日間)   | 366<br>(4.2件)   |
| 第2回 | 厚生環境委員会 | 9月3日(木) | 9/4~11/30<br>(88日間) | 398<br>(4.5件)   |

## 2 録画配信に向けた課題の整理

### (1) 配信画面

- ・(試行時と同じく) カメラを2台使用し、発言席と答弁席を縦に2分割して配信する(固定画面)。なお、委員長席は映さない。
- ・将来オンライン委員会を開催した場合の配信のあり方は別途検討を要する。

### (2) 規定及び先例の整理

#### ①傍聴の許可制を規定した委員会条例及び先例の見直し

##### 【参考】

- ・議会基本条例第19条第1項  
議会は、本会議、委員会等を原則として公開し、県民誰もが傍聴しやすくし、会議資料を閲覧しやすい環境を整備し、県民に議論の過程を明らかにするよう努める。
- ・委員会条例第14条第1項  
委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴をすることができる。
- ・先例157  
県政記者クラブ各社の委員会傍聴は、特に許可を要しない例である。
- ・先例158  
委員会の傍聴許可は、委員長が委員会にはかって決める例である。

#### ②傍聴者の撮影等の取扱いについて

##### 【現在の取扱い】

- ア 委員会の傍聴の許可に併せて写真、録音等を希望する者は、当該委員会開会1時間前までに、「写真撮影等許可願」を議会事務局に提出する。その際、撮影等の日時及び目的、撮影等をする者の氏名の記載を確認する。
- イ 正副委員長次第書読み合わせ時に委員会の傍聴許可及び写真撮影等許可願が提出されていることを説明する。次に、それぞれの許可願に対する正副委員長の意向(特に撮影に対する対応)を確認し、状況により次第書を修正する。
- ウ 傍聴人は、委員長が当該委員会に諮って決した範囲に限り、写真撮影等を行うことができる(先例220(令和元年6月先例集))。なお、撮影許可を得た傍聴人には、入室時に許可章を着用させ、また、注意事項を交付する。
- エ 傍聴人の写真撮影等は、傍聴席において行うものであり、離席して自由に撮影等はできない。
- オ 傍聴人は、委員会の審議に支障がある行為をした場合は、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

## 傍聴の許可制を規定した委員会条例の見直し（例）

（常任委員会の録画配信を実施している府県では、委員会条例の規定ぶりが標準ひな形と異なり、委員会を公開すると規定している府県がある。）

| 府県  | 委員会条例の規定ぶり  |
|-----|---|
| 三重県 | <p>（委員会の公開）</p> <p>第 18 条 <u>委員会は、これを公開する。</u>ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。</p>  |
| 大阪府 | <p>（委員会の公開等）</p> <p>第 16 条 <u>委員会は、これを公開する。</u>ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</p> <p>3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> |
| 奈良県 | <p>（委員会の公開等）</p> <p>第 15 条 <u>委員会は、これを公開する。</u>ただし、委員会の議決によつて秘密会とすることができる。</p> <p>2 委員長は、会議の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>   |
| 鳥取県 | <p>（委員会の公開等）</p> <p>第 14 条 <u>委員会の会議は、公開する。</u></p> <p>2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴人数の制限、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>   |
| 長崎県 | <p>（傍聴）</p> <p>第 32 条 <u>委員会は、公開する。</u>ただし、委員会の議決により傍聴人を制限し、又は秘密会とすることができる。</p> <p>2 委員長は、秩序を保持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p>   |
| 沖縄県 | <p>（委員会の公開）</p> <p>第 16 条 <u>委員会は、これを公開する。</u>ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。</p>  |

## I T 活用検討委員会における検討状況等について

## 1 タブレット端末等の仕様について

- ・OSはWindowsを選定
- ・通信機能はLTE対応モデルを予定

## 2 今後のスケジュールについて

- ・11月頃 タブレット端末の入札及び契約（3月末納品）
- ・R4.4月頃 操作研修会の実施を予定
- ・R4.5月頃 議会改革推進会議又はIT活用検討委員会において、ペーパーレス会議の実施を予定（課題等の整理）

## 3 議事堂Wi-Fi環境の整備について

- ・デジタル化推進室情報システム課において整備
- ・9月 議事堂庁内LAN配線業務の契約
- ・10～11月頃 議事堂内のLAN配線、無線APの設置工事を予定  
（無線APの設置個所は、議事堂内の本会議場、各委員会室、各会派控室）

## 4 取扱規程等の整備について

- ・会議規則、要綱における「配布」規定の改正、先例集の見直し
- ・タブレット端末貸与規程、タブレット端末使用基準等の制定

**【会議規則】**

第20条 議事日程の配布

第125条 会議録の配布

**【請願陳情処理要綱】**

文書表の作成・配布、請願書（陳情書）写しの配布

**【先例集】**

- 本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン及びパソコン（タブレット端末等を含む）の持ち込みは自粛する例
- 知事提出議案は、前もって議員に配付する例
- 議員提出議案は、会議当日、議席に配付する例
- 提案理由説明要旨は、議席に配付する例
- 質問（質疑）要旨は、会議当日、議席に配付する例 等

令和3年10月1日  
議会事務局議事課

## 議会ホームページにおける議案書等の公開について

これまで、定例会終了後に議案の議決結果のみを議会ホームページに掲載していたが、提案当日に提出議案の内容をホームページに掲載することにより、議会録画中継等の視聴者の利便性を図るもの。

また、併せて、議員のデータによる議案書等の携帯性が確保され、議会活動の利便性の向上を図るほか、議会全体として、ペーパーレス化の取組を進めるもの。

### OHP アドレス

<https://www.pref.toyama.jp/0100/gikai/whatsnew/teireikai-teiannnaiyou0309.html>

(議会トップページ新着情報から)



また、これまで、定例会の各日の議事日程等の資料は、報道発表資料として公表していたが、本会議等の視聴の参考となるよう県議会ホームページにも掲載することとした。(9月定例会分から定例会日程の各日の議事日程として掲載)

令和3年8月31日

委員各位

議会改革推進会議委員長  
議会運営委員長  
経営企画委員長  
教育警務委員長  
厚生環境委員長  
地方創生産業委員長  
県土整備農林水産委員長  
成長戦略特別委員長  
感染症等対策特別委員長  
総合交通特別委員長

委員会におけるマイボトルの持込みや鉛筆等の机上配付について（試行）

議会においてもSDGsの取組を進める観点等から、今年度、次のとおり、試行しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 委員及び執行部出席者は、マイボトル及びペットボトルによる水又は茶の持込みを可とする。  
（このため、試行期間中は、数量を減らして、ペットボトル（水）及び紙コップを準備）
- 2 委員席への鉛筆や罫紙等の配付を取り止める。

※ 試行結果を踏まえ、来年度の正副委員長会議等において、マイボトル等の持込みや取扱い、鉛筆や罫紙等の配付の取り止めの本格実施について確認